

株 主 各 位

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地

オムロン株式会社

代表取締役社長 作田久男

第72期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第72期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第72期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
上記の内容に関する事項を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、1株につき7円と決定されました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

旧 定 款	新 定 款
(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)	(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)

旧 定 款	新 定 款
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、本定款第7条の定めにかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 (削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(4)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(4)</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(招 集)</p> <p>第14条 (条文省略)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>
	<p>(以下、条数を繰り上げる)</p>

旧 定 款	新 定 款
(新設)	<u>(附 則)</u> <u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
(新設)	<u>第 2 条</u> 前条および本条は、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。

第 3 号議案

取締役 7 名選任の件

本件は、原案どおり取締役に立石義雄、立石文雄、作田久男、赤星慶一郎、滝川豊、富山和彦、桜井正光の各氏が再任され、それぞれ就任いたしました。

第 4 号議案

監査役 2 名選任の件

本件は、原案どおり監査役に湯川莊一氏が新たに選任され、千森秀郎氏が再任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

OMRON